

## 日本サミュエル・ベケット研究会会則

**第1条** 本会は日本サミュエル・ベケット研究会 (The Samuel Beckett Research Circle of Japan) と称する。

**第2条** 本会はサミュエル・ベケットに関する研究を促進することを目的とする。

**第3条** 本会は第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 研究成果の出版
3. 書誌の作成
4. その他必要と認められる事業

**第4条** 本会の会員は第2条の趣旨に賛成し、年会費3000円(院生・学生会員2000円)を納入する。なお、3年間会費を未納の場合は自動的に会員資格を失う。

**第5条** 本会には次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 幹事若干名：総会で選出し、その任免は総会の承認を要する。
2. 代表幹事1名：幹事の互選により定める。
3. 会計1名：幹事の互選により定める。

**第6条** 本会は幹事のうち1名が事務局を担当する。(事務局の任期は第5条の役員の任期に準じる)。

**第7条** 本会は年1回総会を開く。

**付則1** 1996年1月1日より、事務局を明治大学理工学部総合文化教室、井上研究室に置く。

**付則2** 第5条の役員選出時期は任期終了前の冬季研究会とし、新年度4月より新体制で研究会の運営にあたることにする。

**付則3** 第5条第1項の総会での幹事選出方法は、会員の互選によるものとする。

**付則4** 2003年4月1日より、事務局を東京大学大学院総合文化研究科、田尻研究室に置く。

**付則5** 2007年4月1日より、事務局を筑波大学大学院人文社会科学研究科、対馬美千子研究室に置く。